

No	質問事項	内容	回答内容
1	事業内容・PRポロシャツの製作	このポロシャツが公式ポロシャツになるのか。 現状では類似デザインのポロシャツを販売することが可能だが、大会開催期間中は類似デザインのポロシャツの販売については規制をかけられるのか。	この事業により、製作するポロシャツ以外に、市民など一般向けにポロシャツを製作・販売することはありません。また、このポロシャツをスタッフ用として使用することはありません。 類似品の販売を確認した場合は、法的手段を含め、対応を検討します。
2	事業内容・プリント	洗濯等で剥がれ落ちないようなプリント方法とは、シルクプリント印刷のことを示しているのか。	シルクプリント印刷に限定するものではありませんが、シルクプリント印刷は仕様に応じてはまる印刷方法だと認識しております。剥がれ落ちない方法であると説明を添えていただければ、別の印刷方法で提案いただいても問題はありません。
3	販売時期	令和7年10月までとなっているが、在庫が余った場合は廃棄しなければならないのか。	販売期間については、必ず販売いただきたい期間として記載をさせていただいております。そのため、在庫が余った場合は、令和7年10月以降についても販売いただいても問題ありません。余った在庫については、彦根市実行委員会では、管理いたしかねますので、協働事業者にて調整・販売いただきますようお願いいたします。
4	販売価格	ひこにゃんのイラストを使用するがライセンス料はどうなるのか。有償の際は許諾番号を商品に表示しているが何か記載する必要があるのか。	彦根市実行委員会事務局(彦根市国スポ・障スポ総務課)として、製作するものになるため、ライセンス料は不要です。そのため、許諾番号の記載も不要となります。
5	ポロシャツの販売	販売のPRは自社で行う必要があるのか。また、公式ポロシャツと謳って販売することができるのか。	協働事業者によるPRは必須ではありませんが、PRをいただき、販売をしていただけますと幸いです。なお、彦根市実行委員会でもHP・SNS等を活用したPRを行います。 「公式ポロシャツ」と謳って販売できるかについては、このプロポーザルで決定した協働事業者と、「公式ポロシャツ」の位置づけや販売方法等を含めて協議したうえで、決定します。
6	審査基準 販売金額	販売金額は妥当であるか。7点 とあるが、販売価格3,500円を上回らなければ「7点」なのか、安い程、点数が高くなるか。	販売金額が安い程、高得点となり、3,500円を超える提案は無効となります。
7	企画提案書 販売実績	今回のようなプロポーザルや入札案件に関するポロシャツの販売実績を記載すればいいのか。	ポロシャツ以外の販売実績でも問題ありません。自社商品でも構いませんので、店舗やオンラインショップ等での販売実績について記載ください。